

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (2年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A (注釈)	(参考) 30年度の人件費率
元年度	274,896 人	118,897,183 千円	6,255,452 千円	18,376,073 千円	15.5%	16.0%

注釈：人件費率（B/A）は人件費（B）を歳出額（A）で割った値である。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A (注釈1)	給与費				一人当たり 給与費 B/A (注釈3)	(参考) 特別区平均一人 当たり給与費
		給料	職員手当 (注釈2)	期末・勤勉手当	計 B		
元年度	1,770 人	6,690,836 千円	2,540,893 千円	3,277,149 千円	12,508,878 千円	7,067 千円	6,837 千円

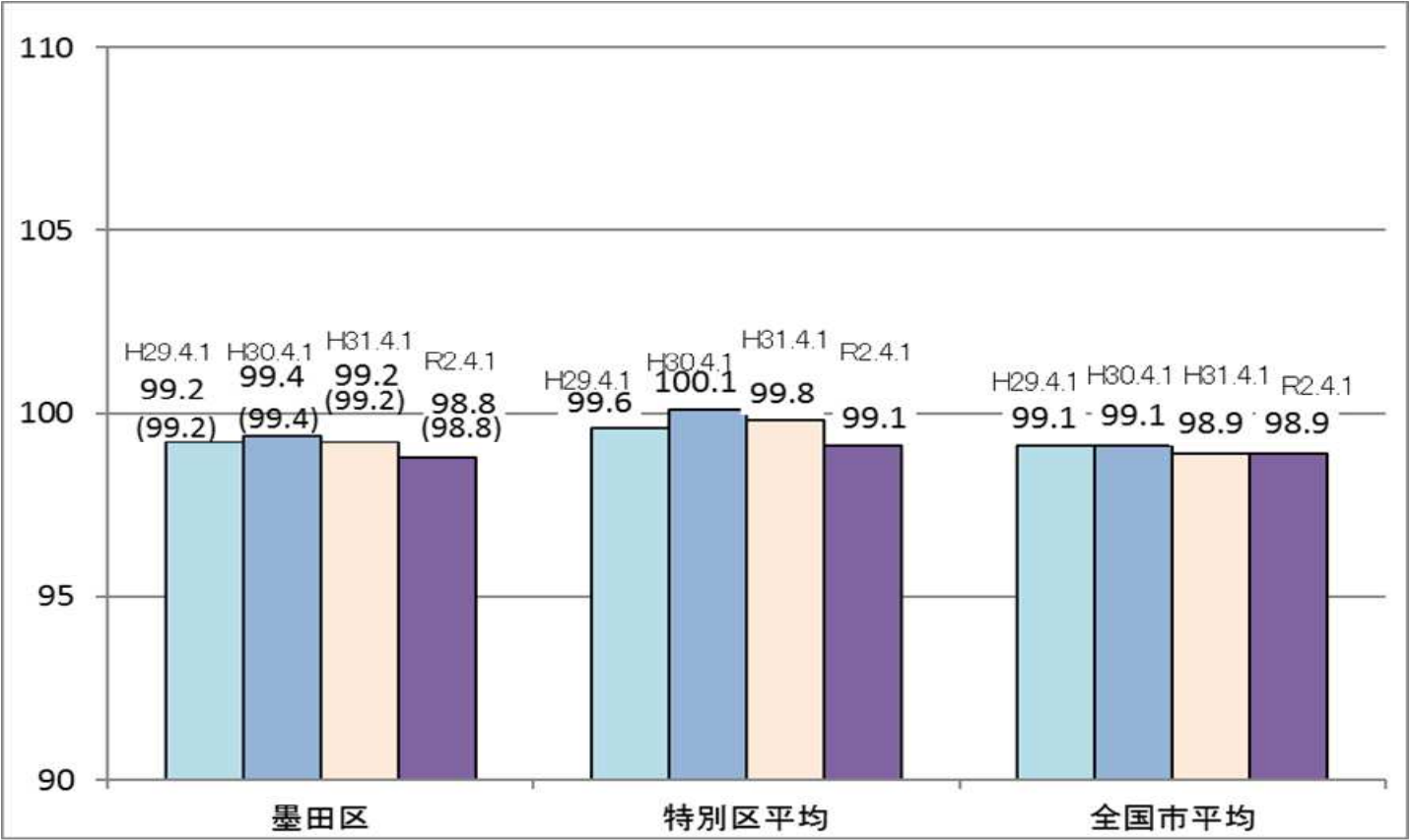
注釈1：職員数は、元年4月1日現在の人数である。

注釈2：職員手当には退職手当を含まない。

注釈3：一人当たり給与費（B/A）は、給与費合計（B）を職員数（A）で割った値である。

注釈4：給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



注釈1：ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

注釈2：（）書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

（補正前のラスパイレス指数×（1＋当該団体の地域手当支給率）／（1＋国の指定基準に基づく地域手当支給率）により算出。）

(4)給与改定の状況

ア 月例給

区分	人事委員会の勧告					給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A (注釈 1)	公務員給与 B (注釈 1)	較差 A-B (注釈 2)	較差 A/B (注釈 3)	勧告 (改定率)		
2 年度	380,804 円	380,961 円	△157 円	99.96%	—	—	—

注釈 1：民間給与、公務員給与は、人事委員会勧告において公民の 4 月分の給与額をラスパイレス指数と比較した平均給与月額である。

注釈 2：較差（A-B）は、民間給与（A）から公務員給与（B）を引いた値である。

注釈 3：較差（A/B）は、民間給与（A）を公務員給与（B）で割った値である。

イ 特別給（期末・勤勉手当）

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給割合 A (注釈 1)	公務員の支給月数 B (注釈 2)	較差 A-B (注釈 3)	勧告 (改定月数)		
2 年度	4.60 月	4.65 月	△0.05 月	△0.05 月	4.60 月	4.45 月

注釈 1：民間の支給割合は、民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合である。

注釈 2：公務員の支給月数は、期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

注釈 3：較差（A-B）は、民間の支給割合（A）から公務員の支給月数（B）を引いた値である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

ア 給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成 2 7 年 4 月 1 日

（内容）人事委員会勧告（平成 2 7 年 4 月 1 日から地域手当の支給割合を 2%引上げ 20%とすることに伴う給料月額の引下げ）を踏まえ、一般行政職（事務・福祉・一般技術）の給料表について、平均 1.7%引下げ。若年層については、国との初任給の均衡及び人材確保の観点から、引下げを緩和。なお、経過措置（現給保障等）は行わない。

他の給料表については、一般行政職給料表と同様に、人事委員会勧告を踏まえた見直し（技能・労務職の給料表は、一般行政職給料表との均衡を踏まえた見直し）を実施。

イ 地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準 20％に対し、墨田区においても 20％を支給。
（実施時期）平成 27 年 4 月 1 日より実施。（国と異なり単年度で実施し、経過措置は設けない。）

（参考）

	平成 26 年 度の支給 割合	平成 27 年度の 支給割合		平成 28 年度の 支給割合	平成 29 年度の 支給割合	平成 30 年度の 支給割合	令和元年 度の支給 割合	令和 2 年 度の支給 割合
		4 月 1 日 時点	遡 及 改 定 後					
国基準に よる支給 割合	18％	18％	18.5 ％	20％	20％	20％	20％	20％
墨田区の 支給割合	18％	20％	20％	20％	20％	20％	20％	20％

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国の改正を踏まえた見直しを実施。（平成 27 年 4 月 1 日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（2年4月1日現在）

ア 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額 (注釈1)	平均給与月額 (注釈2)	平均給与月額 (国比較ベース) (注釈2)
墨田区	40.9 歳	306,785 円	411,910 円	386,032 円
東京都	41.8 歳	314,885 円	457,097 円	396,487 円
国（注釈3）	43.2 歳	327,564 円	データなし	408,868 円
特別区	40.6 歳	300,184 円	423,067 円	377,355 円

イ 技能労務職

区分		公務員				民間（注釈４）			参考	
		平均 年齢 （歳）	職員数 （人）	平均給料 月額 （注釈１）	平均給与 月額Ａ （注釈２）	平均給与月額 （国比較ベース） （注釈２）	対応する 民間の 類似職種	平均 年齢	平均給与 月額Ｂ	A ／ B
墨田区		52.7	145	301,888 円	398,693 円	373,164 円	－	－	－	－
内 訳	うち清掃 職員	52.1	90	307,767 円	414,602 円	381,407 円	廃棄物 処理業 従業員	46.2 歳	300,100 円	1.38
	うち学校 給食員	－	0	－	－	－	調理師	40.4 歳	302,100 円	－
	うちその他 調理	－	0	－	－	－				
	うち守衛	56.6	6	304,683 円	415,578 円	378,803 円				守衛
	うち用務員	56.6	26	300,485 円	370,731 円	362,885 円	用務員	55.9 歳	207,900 円	1.78
	うち自動車 運転手	56.0	3	273,833 円	333,787 円	328,600 円	自家用 自動車 運転手	61.5 歳	252,300 円	1.32
	うちその他	48.0	20	280,630 円	368,121 円	354,426 円	－	－	－	－
東京都		50.3	1,341	291,521 円	397,001 円	360,751 円	－	－	－	－
国（注釈３）		50.9	2,319	287,283 円	データなし	328,862 円	－	－	－	－
特別区		52.9	273	294,967 円	396,528 円	363,538 円	－	－	－	－

区分		参考（注釈５）		
		年収ベース（試算値）の比較		
		公務員 C	民間 D	C / D
墨田区		－	－	－
内 訳	うち清掃職員	6,831,631 円	4,166,100 円	1.64
	うち学校給食員	－	4,063,300 円	－
	うちその他調理	－		－
	うち守衛	6,819,316 円	2,706,900 円	2.52
	うち用務員	6,235,840 円	2,862,400 円	2.18
	うち自動車運転手	5,411,637 円	3,342,300 円	1.62
	うちその他	6,064,320 円	－	－

ウ 幼稚園教諭

区分	平均年齢	平均給料月額 （注釈１）	平均給与月額 （注釈２）
墨田区	36.6 歳	295,167 円	398,063 円
東京都	40.1 歳	336,864 円	435,902 円
特別区	37.0 歳	318,658 円	426,931 円

注釈１：平均給料月額とは、２年４月１日現在における各職種の職員の基本給の平均である。

注釈２：平均給与月額とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、平均給与月額（国比較ベース）は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

注釈３：民間データは賃金構造基本統計調査において公表されているものである。従って、技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、必ずしも年齢、業務内容、雇用形態等の点において一致しているものではない。

注釈４：年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を 12 倍し、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当を、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

（２）職員の初任給の状況（２年４月１日現在）

区分		墨田区	東京都	国
一般行政職	大学卒	183,700 円	183,700 円	182,200 円
	高校卒	147,100 円	145,600 円	150,600 円
技能労務職	高校卒	142,500 円	143,000 円	データなし
幼稚園教諭	大学卒	194,800 円	197,300 円	データなし
	短大卒	177,700 円	149,000 円	データなし

注釈：技能労務職の初任給は職種により異なる。

（３）職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（２年４月１日現在）

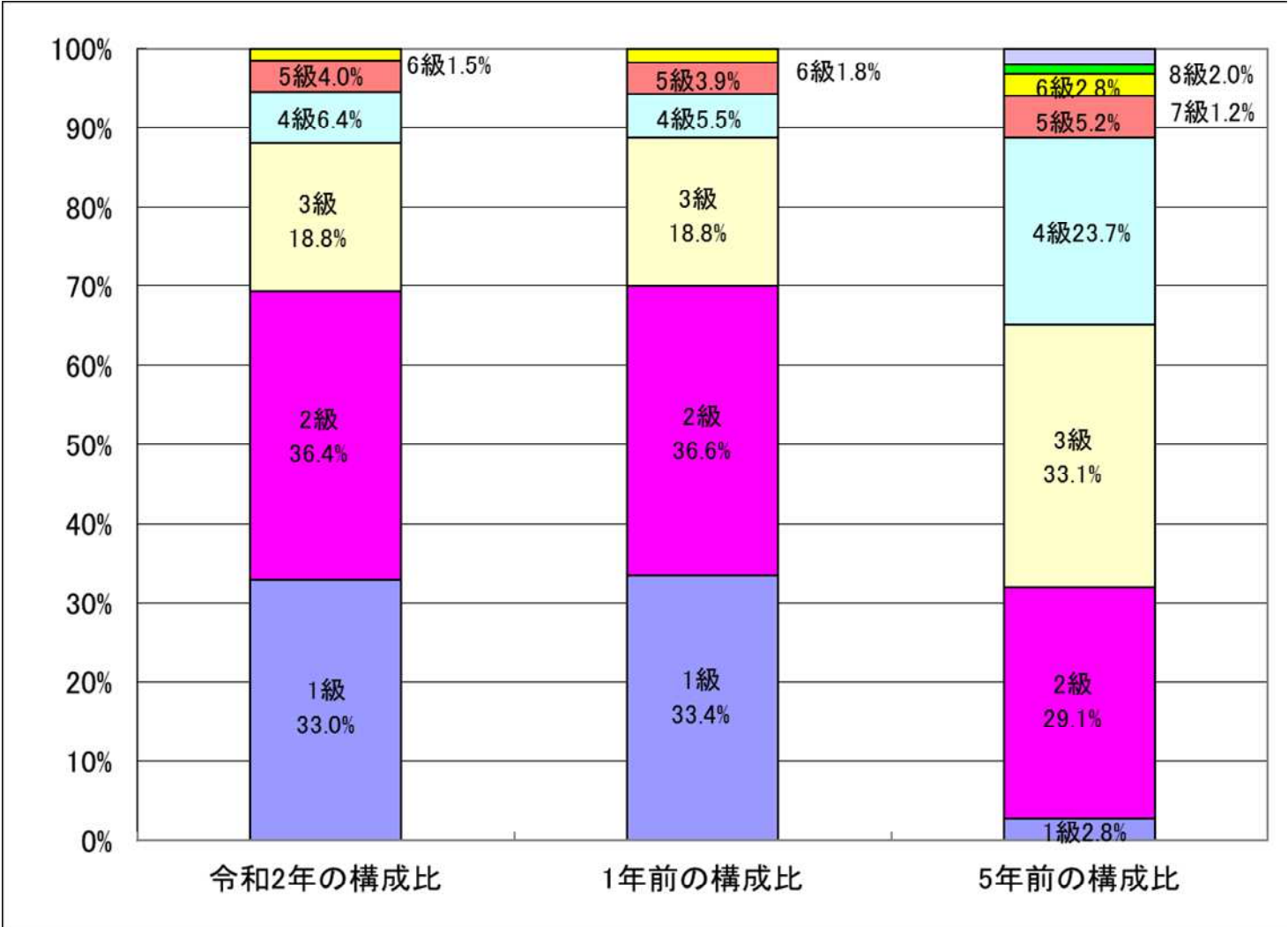
区分		経験年数 10 年	経験年数 20 年	経験年数 25 年	経験年数 30 年
一般行政職	大学卒	265,815 円	364,933 円	368,100 円	394,480 円
	高校卒	215,800 円	－	352,336 円	363,433 円
技能労務職	高校卒	－	－	－	311,800 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（2 年 4 月 1 日現在）

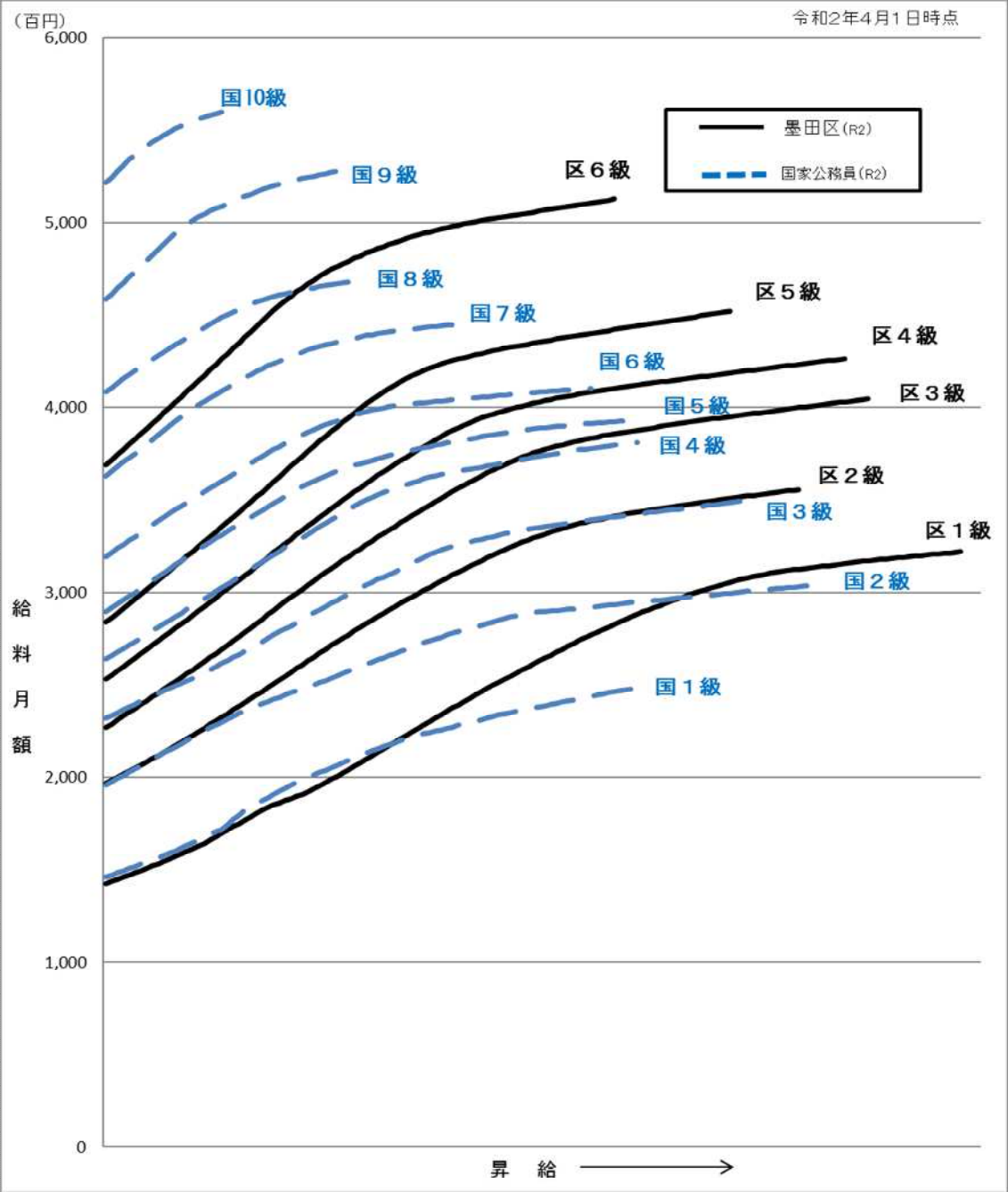
区分	標準的な職務内容 (注釈 2)	職員数 (注釈 1)	構成比	1 号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1 級	係員	389 人	33.0%	142,500 円	321,900 円
2 級	主任	429 人	36.4%	196,700 円	355,500 円
3 級	係長または主査	222 人	18.8%	226,600 円	404,400 円
4 級	課長補佐	75 人	6.4%	253,100 円	426,300 円
5 級	課長	47 人	4.0%	283,900 円	452,100 円
6 級	部長	18 人	1.5%	368,900 円	512,600 円
計		1,180 人	100.0%		

注釈 1：墨田区の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
注釈 2：標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



注釈：平成 30 年 4 月に人事制度を改正し、従来の 8 層制から 6 層制へ変更となっている。

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和2年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況

令和2年4月2日から令和3年4月1日 までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を実施した		○		○	
活用している昇給区分		昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分		○		○	○
上位、標準の区分			○		
標準、下位の区分					
標準の区分のみ（一律）					
ロ 人事評価を実施していない					
活用予定時期					

区分	元年度	2 年度
職員数 A	1,044 人	1,074 人
勤務成績の区分が「特に良好」または「極めて良好」に決定された職員数 B（注釈 1・2）	303 人	302 人
比率 B/A（注釈 3）	29.0%	28.1%

注釈 1：勤務成績の区分が「良好」の職員は 4 号、「特に良好」の職員は 5 号、「極めて良好」の職員は 7 号が付与される。

注釈 2：比率(B/A)は、勤務成績の区分が「特に良好」または「極めて良好」に決定された職員数（B）を職員数（A）で割った値である。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

		墨田区	東京都	国
1 人当たり平均支給額（元年度）		1,739 千円	1,892 千円	データなし
元年度支給割合（注釈）	期末手当	2.6 月分（1.45）月分	2.6 月分（1.45）月分	2.6 月分（1.45）月分
	勤勉手当	2.05 月分（1.00）月分	2.05 月分（1.00）月分	1.90 月分（0.90）月分
加算措置の状況 （職制上の段階、職務の級等による加算措置）		・職務段階別加算 5%から 20% ・管理職加算 15%から 20%	・職務段階別加算 3%から 20% ・管理職加算 15%から 25%	・役職加算 5%から 20% ・管理職加算 10%から 25%

注釈：（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

令和 2 年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用した	○		○	
活用している成績率	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の成績率	○		○	○
上位、標準の成績率		○		
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

＊前年 1 年間の勤務実績による勤務評定結果をもとに 5 段階の成績段階を設定し、成績段階に応じた割合の勤勉手当を支給している。

(1) 管理職以外の職員

成績段階	支給割合	一律拋出割合		
		係長級職員	主任	係員
最上位	*支給の都度、区長が定める	10000 分の 150	10000 分の 100	10000 分の 50
上 位	*支給の都度、区長が定める	10000 分の 150	10000 分の 100	10000 分の 50
中 位	10000 分の 10000	10000 分の 150	10000 分の 100	10000 分の 50
下 位	10000 分の 9800	10000 分の 150	10000 分の 100	10000 分の 50
最下位	10000 分の 9600	10000 分の 150	10000 分の 100	10000 分の 50

*最上位と上位は、一律拋出割合により拋出した額、下位・最下位から拋出した額、扶養手当相当額を原資として、一定の比率で上位・最上位に配分した額をもって支給割合を決定する。

(2) 管理職

成績段階	支給割合	一律拋出割合
		管理職
最上位	*支給の都度、区長が定める	10000 分の 400
上 位	*支給の都度、区長が定める	10000 分の 400
中 位	10000 分の 10000	10000 分の 400
下 位	10000 分の 9800	10000 分の 400
最下位	10000 分の 9600	10000 分の 400

*最上位と上位は、一律拋出割合により拋出した額、下位・最下位から拋出した額、扶養手当相当額を原資として、一定の比率で上位・最上位に配分した額をもって支給割合を決定する。

(2) 退職手当（2 年 4 月 1 日現在）

(支給率)	墨田区		国	
	自己都合	応募認定・定年	自己都合	応募認定・定年
勤続 20 年	18.00 月分	24.55 月分	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続 25 年	28.00 月分	32.95 月分	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続 35 年	39.75 月分	47.70 月分	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	39.75 月分	47.70 月分	47.709 月分	47.709 月分
1 人当たり平均支給額（注釈 1）	1,893 千円	21,610 千円	データなし	データなし
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（2～20%加算）		定年前早期退職特例措置（2～45%加算）	

注釈 1：退職手当の 1 人当たり平均支給額は、元年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（2 年 4 月 1 日現在）

支給実績（元年度決算）		1,456,153 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（元年度決算）		734,318 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
特別区	20.0%	1,818 人	20.0%

(4) 特殊勤務手当（2 年 4 月 1 日現在）

支給実績（元年度決算）	23,941 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額（元年度決算）	119,111 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（元年度）	10.1 %
手当の種類（手当数）	3

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
保健衛生業務手当	保健センター、保健予防課、保健計画課に勤務するもの	1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「法」という。)に規定する 1 類感染症及びこれらに準じる感染症の患者等に接触する業務に従事したもの 2 法に規定する 2 類感染症（結核を除く。）及びこれらに準ずる感染症の患者等に接触する業務に従事したもの 3 法に規定する結核患者等に接触する業務に従事したもの 4 新型コロナウイルス感染症の患者等が宿泊する施設内その他区長が認める場所において、当該患者等に接触し、又は接して行う業務に従事したもの	1 1 類 日額 720 円 2 2 類 日額 340 円 3 結核 日額 210 円 4 新型コロナ特例 日額 3,000 円
福祉現業手当	生活福祉課、障害者福祉課、高齢者福祉課等に勤務するもの	1 福祉に関する事務所に勤務するもので、生活保護法等に基づき訪問員又は指導員として家庭等を訪問したもの 2 福祉に関する事務所に勤務するもので、生活保護法等に基づき面接員として面接業務に従事したもの 3 児童相談所に勤務するもので、児童福祉法に基づく児童の一時保護に係る業務に従事したもの 4 児童相談所に勤務するもので、児童福祉法に基づく家庭訪問、指導、相談等に係る業務に従事したもの	1 訪問員又は指導員 日額 420 円 2 面接員 日額 300 円 3 一時保護業務 日額 1,470 円 4 相談業務 日額 490 円
清掃業務従事職員 特殊勤務手当	清掃事務所に勤務するもの	清掃事務所に勤務する職員で、廃棄物の処理を直接行う業務及びこれに密接に関連する業務に従事したもの	日額 700 円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（元年度決算）	357,855 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（元年度決算）	190 千円
支給実績（30 年度決算）	309,963 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（30 年度決算）	165 千円

＊職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (2 年 4 月 1 日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (元年度決算)	支給職員 1 人当り 平均支給年額 (元年度決算)
扶養手当	配偶者 6,000 円 子 9,000 円 その他の扶養親族 1 人につき 6,000 円 16 歳から 22 歳の子 1 人につき 4,000 円加算	異なる	配偶者 6,500 円 子 10,000 円 その他の扶養親族 1 人につき 6,500 円 16 歳から 22 歳の子 1 人につき 5,000 円加算	126,902 千円	199,218 円
住居手当	賃家(家賃 27,000 円以上に限る) に居住している世帯主である職員 27 歳まで 27,000 円 28 歳から 32 歳まで 17,600 円 上記以外の者 8,300 円	異なる	支給要件(家賃 16,000 円以上)、年齢区分の有無、支給形態(28,000 円を限度とする実費相当額)	66,585 千円	178,034 円
通勤手当	交通機関(電車・バス等)利用者 運賃相当額(6 箇月定期券、支給 限度額 月額 55,000 円)	異なる	交通用具利用者の単価	254,975 千円	157,782 円
管理職手当	部長 127,600 円 重要困難課長 101,500 円 課長 92,300 円 幼稚園園長 89,600 円 幼稚園副園長 64,700 円	異なる	俸給表別、職務の級別、俸給の特別調整額の区分別に定められた額を支給	103,815 千円	1,221,355 円
休日勤務手当・夜勤手当	休日勤務手当は勤務 1 時間あたりの給与額×100 分の 135 夜勤手当は勤務 1 時間あたりの給与額×100 分の 25	同じ		57,211 千円	133,049 円
管理職員特別勤務手当	管理職が週休日又は休日に勤務した場合 8,000 円から 18,000 円	異なる	6,000 円から 18,000 円	869 千円	15,518 円
初任給調整手当	医師、歯科医師に支給 118,000 円から 268,500 円	異なる	414,800 円以内	5,576 千円	2,788,014 円
宿日直手当	宿日直勤務に支給 4,600 円から 9,200 円	異なる	4,400 円から 21,000 円	4,526 千円	67,558 円

5 特別職の報酬等の状況（2 年 4 月 1 日現在）

給料

役職	給料月額等	
	墨田区	(参考) 特別区における最高／最低額
区長	1,131,000 円	1,286,000 円 ／ 974,800 円
副区長	913,000 円	1,027,000 円 ／ 828,600 円

報酬

役職	報酬月額等	
	墨田区	(参考) 特別区における最高／最低額
議長	913,000 円	956,000 円／856,000 円
副議長	784,000 円	809,000 円／756,100 円
議員	607,000 円	621,000 円／589,000 円

期末手当

役職	元年度支給割合
区長 副区長	3.72 月分
議長 副議長 議員	3.72 月分

退職手当

役職	算定方式	1 期の手当額（注釈）	支給時期
区長	1,131,000×3.4（支給割合）×在職年数	15,381,600 円	在職期間毎
副区長	913,000×2.7（支給割合）×在職年数	9,860,400 円	在職期間毎

注釈：1 期（1 期＝4 年）の手当額は、4 月 1 日現在の給料月額及び支給割合に基づき計算した退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

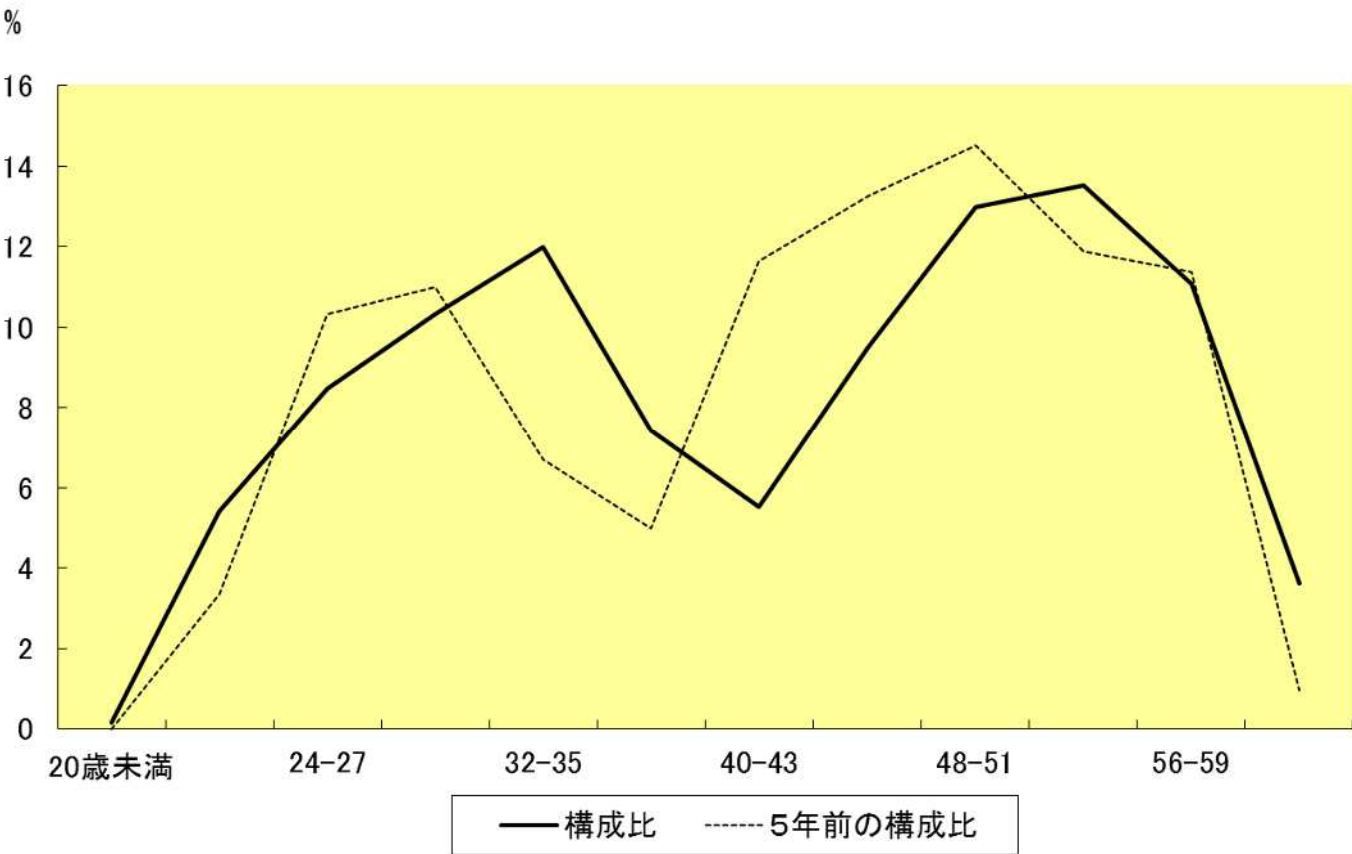
(1)部門別職員数の状況と主な増減理由 (各年 4 月 1 日現在)

				区分			
				職員数（注釈 1）		対前年 増減数	主な増減理由
				令和元年	令和 2 年		
部門	普通会計 部門	一般行政 部門	民生関係	684	686	+2	指定管理導入等の民間委託、子育て施策への対応
			総務関係	383	390	+7	国際交流・多文化共生に係る業務増、自然災害への対応
			その他	585	584	-1	感染症への対応
			計	1,652	1,660	+8	参考 人口 1 万当たりの職員数 60.39 人 (特別区の人口 1 万当たりの職員数 56.54 人)
		教育部門		118	118	0	学校管理の民間委託、学校施設貸出等の業務増
		消防部門		0	0	0	
		小計		1,770	1,778	+8	参考 人口 1 万当たりの職員数 64.68 人 (特別区の人口 1 万当たりの職員数 63.06 人)
	公営企業等 会計部門	国民健康保険		48	49	+1	
		介護保険		45	44	-1	
		後期高齢者医療		15	15	0	
		小計		108	108	0	
合計（注釈 2）				1,878 [1,865]	1,886 [1,865]	+8 0	参考 人口 1 万当たりの職員数 69.08 人

注釈 1：職員数は一般職に属する職員数である。

注釈 2：[]内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況（2年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
人数	3人	102人	160人	195人	226人	140人	104人	179人	245人	255人	209人	68人	1,886人

(3) 職員数の推移 (単位：人・%)

年 度 部門別	27年	28年	29年	30年	元年	2年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	1,652	1,629	1,660	1,661	1,652	1,660	8(0.5%)
教育	154	154	131	124	118	118	-36(-23.4%)
消防							(%)
普通会計計	1,806	1,783	1,791	1,785	1,770	1,778	-28(-1.6%)
公営企業等会計計	102	102	102	106	108	108	6(5.9%)
総合計	1,908	1,885	1,893	1,891	1,878	1,886	-22(-1.2%)